

定 款

(2020年 6 月 26 日 改定)

株式会社 G-7 ホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 G-7 ホールディングスと称し、英文では G-7 HOLDINGS Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 自動車、オートバイ、その他車輛、運搬具、船舶、モーターボート、潜水具、水上スキー及びそれらの関連部品・用品等の売買、輸出入、リース並びにレンタル
- (2) 自動車、オートバイその他車輛の部分品・付属用品等の脱着・改造等車輛のカスタマイズの請負
- (3) 自動車、オートバイその他車輛、運搬具の修理、整備、車検及び板金塗装業並びに洗車場の経営
- (4) 車輛ガレージ施設の設計施工
- (5) 福祉車輛の製造及び販売
- (6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (7) 食料品、飲料水、酒類、カメラ、スポーツ用品、釣り用品、キャンピング用品、娯楽用品、化粧品、アクセサリー用品、家庭用金物、事務用品、機械工具、ガソリン、オイル、プロパン、重油及び白灯油の販売
- (8) 家具、衣料品、家庭用電気製品、事務用機器、紳士用品雑貨、婦人用品雑貨、日用雑貨、室内装飾品、書籍、玩具、文房具、レコード、録音テープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、ディーブイディー、通信機器の販売、リース及びレンタル
- (9) ゴルフ用品、本、ベビー用品、衣料品、事務機器、厨房機器、介護用品、タイヤ、中古自動車、その関連部品・用品のリサイクル事業及び輸出入
- (10) 古物の売買及び輸出入
- (11) 上記各号に関連する品目のインターネットによる販売
- (12) ホテル、飲食店の経営、賃貸及びそのコンサルタント業務
- (13) ガス・電気等の公共料金の収納代行業務
- (14) クリーニング業及びクリーニング取次業
- (15) 写真現像、焼付業

- (16) 上記第7号乃至前号のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務
- (17) フランチャイズビジネスのプロデュース及びコンサルタント業務
- (18) スポーツ施設、ゲームプレイランド等娯楽施設の賃貸、経営及び経営に関するコンサルタント業務
- (19) 大規模小売店舗、専門店、飲食店等商業施設の管理運営
- (20) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、コンサルタント業務及びデベロッパー業務
- (21) 土木、建築工事及びその設計、施工、管理
- (22) 不動産投資信託委託業務
- (23) パンフレット、チラシ等の配布代行業務
- (24) 携帯電話及び周辺機器の開発・提供並びにこれらとインターネットを利用した各種情報提供サービス、公告、宣伝に関する業務
- (25) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (26) ビジネス専門学校の経営
- (27) 投融資、債務の保証
- (28) 労働者派遣事業法に基づく人材の派遣及び派遣事業に関する顧客の斡旋、紹介
- (29) 有料職業紹介事業
- (30) 求人・採用活動に関する広告及びコンサルタント業務
- (31) 再就職支援のための労務コンサルタント業務
- (32) 人材の職業適性能力の開発のための研修及びコンサルタント業務
- (33) 出版物の企画、編集、発行及び販売
- (34) 食料品の輸出入
- (35) 上記各号に関連する事業の経営指導
- (36) 上記各号に附帯関連する一切の業務
- (37) 上記(1)号乃至(36)号に掲げる事業以外の事業

2 当社は、前項各号及びそれに附帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神戸市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、104,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式、新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の場合のほか、必要あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主もしくは登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

2 代表取締役が事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の代表取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対

し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の招集者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに当たる。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役名誉会長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 26 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 29 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 32 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 35 条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。